

十四 初期利子
 得税の税率を乗じた金額を
 控除することができる。
 平成二十二年三月二十日を支
 払期とし、次の算式により算出
 した金額を支払う。ただし、支
 払期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子
 毎年の三月二十日及び九月二十
 日を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六月間に属する
 利子を支払う。
 平成二十六年九月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者
 平成二十一年九月二十四日
 十九 払込期日
 二十 払込期日